法定検査および保守点検、清掃手数料

1. 保守点検の目安回数

単独	処理方式 処理 対象人員(単位 人)	全ばっ気方式		分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式		散水濾床方式 平面酸化床方式 地下砂濾過方式		
処	20以下	3ヶ月に1	□	4ヶ月に1	口			
理	21以上300以下	2ヶ月に1回		3ヶ月に1	口	6ヶ月に1回		
	301以上	1ヶ月に1	1ヶ月に1回		. 旦			
	浄化槽の種類			処	理方式			
合		対象人員 (単位人)	> • (to - 12 to + 1	ばっ気方式 接触ばっ気方式 方式	活性汚泪	尼方式	回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水濾床方式	
併	沈殿分離槽または嫌気濾床 槽を有する浄化槽	21 以下	4	ヶ月に1回				
浄		21以上50以下	3 -	ヶ月に1回				
化	2階タンクまたは沈殿分離槽を有する浄化槽						3ヶ月に1回	
槽	スクリーンおよび流量調整タンクまたは流量 調整を有する浄化槽						2週に1回	
	沈殿分離タンク、2階タンクおよび流量調整 タンクのいずれも有しない浄化槽				1週に			

注) スクリーン付着物の除去および消毒剤の補充については、表の回数にかかわらず、必要に応じて行ってください。

2. 保守点検標準手数料(平成8年9月1日改定)

小型合併浄化槽 (円)	人槽別(人)	単独浄化槽 (円)
5, 500~5, 800	10人槽以下	3, 900~4, 000
6, 500~6, 900	11 ~ 20人槽	4, 200~4, 400
7, $100 \sim 7$, 500	21 ~ 30人槽	4, 600~4, 800
8, 200~8, 600	31 ~ 40人槽	5, 100~5, 300
9, 300~9, 800	41 ~ 50人槽	5, 800~6, 000
	51 ~ 60人槽	6, 500~6, 800
	61 ~ 70人槽	7, 300~7, 600
	71 ~100人槽	8, 200~8, 500

3. 清掃許可業者一覧表 (平成30年4月1日現在)

5. 捐师时 7条有 克孜(/ 灰 50 千 4 万 1 日 20亿 /			
業者名	住 所	電話番号(市外0798)	
西宮環境事業協同組合	西宮市与古道町6-2	36-1752	
阪神器化学 株式会社	西宮市今津水波町10-18	26-3374	
株式会社 増田設備工業所	西宮市甲子園口6丁目7-15	64 - 3540	
日本環境 株式会社	西宮市霞町5-16	3 3 - 5 8 7 1	
ジャパンサービス 株式会社	西宮市中殿町5-7	22-8394	
株式会社 ホカリ	西宮市室川町8-27	71-5011	

4. 清掃手数料(西宮環境事業協同組合)

小型合併浄化槽	容量別	単独浄化槽 (円)	
	1 m³ 以下	$12, 400 \sim 12, 900$	
	1. $1 \sim 1$. 5 m^3	$14,800\sim15,400$	
	1. $6 \sim 2$. 0 m^3	17,200~17,900	
容	2. $1 \sim 2$. 5 m^3	19,700~20,500	
量 に	2. $6 \sim 3$. 0 m^3	22, 200~23, 100	
j.	3. $1 \sim 3$. 5 m^3	24,800~25,800	
つ て	3. $6 \sim 4$. 0 m^3	27,600~28,700	
容量によって単独浄化槽の	4. $1 \sim 4$. 5 m^3	30,200~31,400	
	4. $6 \sim 5$. 0 m^3	33,000~34,300	
化推	5. $1 \sim 5$. 5 m^3	35,600~37,000	
	5. $6 \sim 6$. 0 m^3	38,400~39,900	
標準料金を適用する	6. $1 \sim 6$. 5 m^3	41,000~42,600	
料	6. $6 \sim 7$. 0 m^3	43,800~45,500	
金 た	7. $1 \sim 7$. 5 m^3	46,500~48,200	
適	7. $6 \sim 8. 0 \text{ m}^3$	49,200~51,100	
用する	8. $1 \sim 8.5 \mathrm{m}^3$	52,000~54,000	
3	8. $6 \sim 9$. 0 m^3	54,700~56,800	
	9. $1 \sim 9$. 5 m^3	57, 500~59, 700	
	9. $6 \sim 10.0 \text{ m}^3$	60,300~62,500	
	以下1㎡毎に加算	6,000~6,300	
平成 19 年 10 月 1 日以降の浄化槽清掃には、上記料金以外に終末処理費用が加算されます。			

| 平成 19 年 10 月 1 日以降の浄化槽清掃には、上記料金以外に終末処理費用が加算されます。

注) 塩瀬地区20% 山口地区 30%増額 廃槽時最終清掃地区ごとにそれぞれ20%増額

5. 法定検査手数料 (平成15年4月1日兵庫県知事が定めた料金)

(浄化槽法第7条検査手数料)

加州为各(昌	金 額(円)			
処理対象人員	合併浄化槽	単独浄化槽		
20 人以下	12,600	11,600		
21~50 人	15,700	12,600		
51~100 人	18,800	14,700		
101~300 人	26,000	22, 900		
301~500 人	29,100	26,000		
501~1,000 人	32, 200	29, 100		
1,001 人以上	36, 300	33, 200		

(浄化槽法第 11 条検査手数料)

処理対象人員	金 額(円)			
处理对象八頁	合併浄化槽	単独浄化槽		
20 人以下	5, 700	5, 500		
21~50 人	8, 100	6, 900		
51~100 人	11, 500	8, 100		
101~300 人	17, 300	15,000		
301~500 人	19,700	17,300		
501~1,000 人	23, 100	19,700		
1,001 人以上	26,600	23, 100		

問合せ

西宮市環境局環境事業部美化第3課 〒662-0934 西宮市西宮浜3丁目3

TEL 0798-33-0779 FAX 0798-35-9169